

---

## QA46 判定結果の「A1」「A2」「B」「C」とは、具体的にどのような状態のことですか

---

A 判定は、のう胞又は結節の有無によって 2 つに分かれます。

A1 超音波検査によって、のう胞、結節ともに、その存在が認められなかった状態です。

A2 超音波検査によって、大きさが 20mm 以下ののう胞、又は、5mm 以下の結節が認められた状態です。

A1、A2 のどちらも、今回はこれ以上の詳細な検査は必要がないと考えられることから、定期的に実施されている次回の検査を受診いただくようご案内しています。

B 及び C 判定は、甲状腺の状態をより詳しく把握するため、二次検査の受診をお勧めするものです。B 判定は超音波検査によって、大きさが 20.1mm 以上ののう胞、又は、5.1mm 以上の結節が認められた状態です。なお、県民健康調査の甲状腺検査では、のう胞の中に結節と思われる充実部分がある場合、それをのう胞ではなく、結節として取り扱います。例えば、30mm ののう胞の中に、3mm 程度の充実部分があった場合は、「30mm の結節」とし、B 判定としています。

C 判定は、複数の医師による検討の結果、すみやかに二次検査を実施した方がよいとの判断をした状態です。甲状腺がんのリスク以外に、例えば、声帯の近くにのう胞があり、声が出しづらいことが推察されるため、日常生活を支障なく送るために早めの治療をお勧めする、といった場合を含みます。

甲状腺と検査結果については動画でも解説をしています。

こちら <http://fukushima-mimamori.jp/thyroid-examination/explanation-video/> のページの「2.甲状腺と検査結果について」と「3.超音波画像について」をご覧ください。

---

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター ウェブサイトより作成

出典の公開日：2015 年 3 月 31 日

本資料への収録日：2015 年 3 月 31 日